

中部関西間連系線に係る広域系統整備計画
基本要件及び受益者の範囲の決定並びに実施案の提出要請について

業務規程第56条の規定に基づき、中部関西間連系線に係る基本要件及び受益者の範囲（案）について、広域系統整備委員会での審議を踏まえて、別紙1のとおり取りまとめることとしたい。

また、業務規程第56条の2及び第56条の4の規定に基づき、実施案及び事業実施主体の募集の要否を検討した結果、下記のとおり募集を行うことが合理的でないと認められるため、実施案の提出を求める会員を決定し、当該会員に対し、広域系統整備の基本要件を示した上で実施案の提出を求めることとしたい。

記

1. 基本要件及び受益者の範囲（案）

別紙1のとおり

2. 実施案及び事業実施主体募集の要否

別紙1に基づく実施案及び事業実施主体の募集については、既設設備等を保有する中部電力パワーグリッド株式会社及び関西電力送配電株式会社以外に対して行うことが合理的でないと認められることから、業務規程第56条の2の規定に基づき実施案及び事業実施主体募集を行わない。

3. 実施案の提出について

業務規程第56条の4の規定に基づき、実施案の提出を求める会員を中部電力パワーグリッド株式会社及び関西電力送配電株式会社と決定し、当該会員に対して別紙2・3のとおり2024年2月9日（金）までの実施案の提出を求める。

【添付資料】

別紙1：中部関西間連系線に係る広域系統整備計画 基本要件及び受益者の範囲（案）

別紙2：広域系統整備計画に係る実施案の提出について（中部電力パワーグリッド株式会社）（案）

別紙3：広域系統整備計画に係る実施案の提出について（関西電力送配電株式会社）（案）

以上

中部関西間連系線に係る広域系統整備計画

基本要件及び受益者の範囲 (案)

2023年12月

電力広域的運営推進機関

目次

I.	はじめに.....	1
1.	検討開始の経緯.....	1
2.	計画策定プロセス開始手続き.....	3
II.	広域系統整備の基本要件.....	4
1.	増強の目的.....	4
2.	必要な増強量.....	4
3.	期待される効果.....	4
4.	広域系統整備が必要となる時期.....	4
5.	広域系統整備の方策.....	5
(1)	工事概要.....	5
(2)	概略ルート.....	6
(3)	概算工事費.....	6
(4)	概略所要工期.....	6
6.	概算工事費から試算した特定負担額の見通し.....	7
7.	今後のスケジュール.....	7
III.	広域系統整備の目的に照らした受益者の範囲.....	8

I. はじめに

1. 検討開始の経緯

本機関が 2017 年に広域系統長期方針を策定して以降、我が国の電力ネットワークの整備の考え方は大きく変化してきた。

これまでは系統混雑がないことを前提とし、系統連系申込を受けてから連系後の想定潮流が流通設備の運用基準値を超過するか否かを評価し、超過する場合には系統整備を実施するとの考え方であった。今後は、系統混雑を前提とした上で、電源の導入見込みを考慮して費用便益評価に基づいて系統整備を実施するという新しい系統整備の考え方へ転換していくこととなる。

そして、電力ネットワークにおけるこの新しい考え方に対応するよう、費用便益評価に基づく新しい設備増強規律、混雑を前提とした系統利用ルールや電力ネットワークの整備費用を全国で負担する仕組み（全国調整スキーム）などが整理されてきている。

加えて、2021 年 10 月第 6 次エネルギー基本計画が閣議決定され、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた国の動きが活発さを増した。一方で、北海道胆振東部地震や豪雨・台風による大規模停電や送電線等への被害により、安定供給確保のための電力インフラのレジリエンス強化の重要性が再認識された。こうした背景のもと、電力ネットワーク強靱化と再エネの主力電源化の実現といった長期的な視点で電力ネットワークの具体的な絵姿を示すことが求められていた。

こうしたことから、これまでの広域連系系統のあるべき姿の実現に向けた取組の方向性を踏まえつつ、2017 年 3 月に策定した広域系統長期方針を大幅に見直すこととし、広域連系系統に係る将来動向などの見通しや、将来の広域系統整備に関する長期展望など、更には長期展望の具体化に向けた取組などから構成された広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）の検討を 2020 年 8 月より開始した。

こうした中、通常であれば、全国大の系統増強計画である広域系統長期方針の策定を待って、個々の地域間連系線等の整備計画の検討を進めるところ、第 43 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2022 年 7 月）において、再エネの導入を加速化する政策的な観点から、一部の地域間連系線については、広域系統長期方針の策定を待たずに検討を具体化することが重要であることが示された。そして、東地域（北海道～東北～東京間）及び中西地域（関門連系線・中地域）の地域間連系線を対象に、広域系統整備に関する検討の要請を同小委員会から受けた。

このため、本機関は、業務規定第 51 条の 4 に基づき 2022 年 7 月 20 日に計画策定プロセスを開始した。

中西地域（関門連系線・中地域）のうち中地域については、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部 PG」という。）と北陸電力送配電株式会社（以下「北陸送配電」という。）の間を連系する南福光連系所の BTB（Back To Back）が 2020 年

代中頃に制御保護装置の更新を迎えることから、このタイミングにあわせて BTB を廃止することとした。そして、BTB を所有する中部 PG と、北陸送配電及び関西電力送配電株式会社（以下「関西送配電」という。）の 3 社が、設備更新コストの低減や運用容量の拡大、供給信頼度の向上を図るため、各社間をつなぐ 500kV 系統を交流ループ（以下「中地域交流ループ」という。）で運用することで検討を進めてきた。

その後、広域系統整備委員会にて 3 社が中地域交流ループの早期実施を提案し、2022 年度より電磁誘導対策等の工事に着手した。

中地域交流ループの運用により、中地域の運用容量は一定程度拡大するものの、中部関西間連系線（三重東近江線）や中部北陸間連系線（越美幹線）の同期安定性の制約から、その運用容量の拡大効果が限定的なものとなる。

このため、中部関西間に新たな地域間連系線を整備¹することで同期安定性の制約が緩和され、中地域の運用容量の更なる拡大が期待できる。

以上の状況を踏まえ、中部関西間連系線に係る広域系統整備の基本要件及びその系統整備の目的に照らした受益者の範囲について、以下のとおり取りまとめるものである。

¹ 2008 年 2 月に電力系統利用協議会（ESCJ）が取りまとめた「中部関西間連系線増強に係わる報告書」において、将来の電源連系に伴い中部関西間連系線の増強計画が決定されていたものの、その後の情勢変化により工事が一時中断となっている。

2. 計画策定プロセス開始手続き

本機関は、2022年7月13日、国からの要請を受けたことから、業務規程第51条の4の規定に基づき、広域系統整備計画の策定に向けた計画策定プロセスを2022年7月20日に開始した。

(参考1) 第43回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク
小委員会(2022年7月13日) 資料2より抜粋

東地域及び中西地域の地域間連系線整備計画の策定プロセスの開始要請

- 再エネの導入促進とレジリエンス強化に向けて、電力広域機関を中心にマスタープランの検討を進める一方、資源エネルギー庁においては、海底直流送電に関する実地調査等を進めてきている。
- こうした中で、通常であれば、全国大の系統増強計画であるマスタープランの策定を待つて、個々の地域間連系線等の整備計画を進めるところである。しかし、再エネの導入を加速化する政策的な観点から、**一部の地域間連系線については、マスタープランの策定を待たずに検討を具体化することが重要**と考えられる。
- このため、**①東地域(北海道～東北～東京間)、②中西地域(関門連系線、中地域)の地域間連系線増強計画について、広域機関において計画策定プロセスを開始することとしてはどうか。**
- また、東地域の地域間連系線増強の計画策定にあたって、洋上風力等の案件組成状況では日本海側に準備区域が集中していることやレジリエンスの優位性、さらにはこれまでの机上検討等の結果での技術的の実現可能性を踏まえて**日本海ルートでの2GWの増強を基本**として、計画策定プロセスを進めてはどうか。
- なお、これらの計画策定プロセスを進める上では、S+3Eの視点から以下の点に留意する必要がある、エネルギー政策や電源立地動向を踏まえることが重要である。
 - ・再エネを含めた電源の設置の動向(容量・時期)との整合性
※2030年度の再エネ導入目標に向けた電源の設置が進んでいるところ、これを踏まえたものであること
 - ・技術動向や経済性等を踏まえた将来的な拡張性

26

(参考2) 業務規程

(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始)

第51条の4 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合には、計画策定プロセスを開始する。

II. 広域系統整備の基本要件

1. 増強の目的

中部関西間連系線を活用した広域的な電力取引の活性化、再エネの導入促進とレジリエンス強化

2. 必要な増強量

中地域交流ループ運用後の運用容量 300 万 kW 程度から、600 万 kW 程度へ増強する。

3. 期待される効果

今回の増強により、中地域の運用容量拡大が図られることで、広域的な電力取引の活性化による総コスト（燃料費＋CO2 対策費）の削減が見込まれる。

また、稀頻度事故に対する供給信頼度の向上のほか、今後予定される既設の中部関西間連系線（三重東近江線）の改修工事における作業停止期間中の残回線事故時に中部関西間のルート断が回避されるとともに、連系線運用容量制約の緩和や停止期間の短縮も期待される。

4. 広域系統整備が必要となる時期

広域的な電力取引の活性化や、再エネの導入促進及びレジリエンス強化の観点から、できるだけ早期の系統整備が望まれる。

5. 広域系統整備の方策

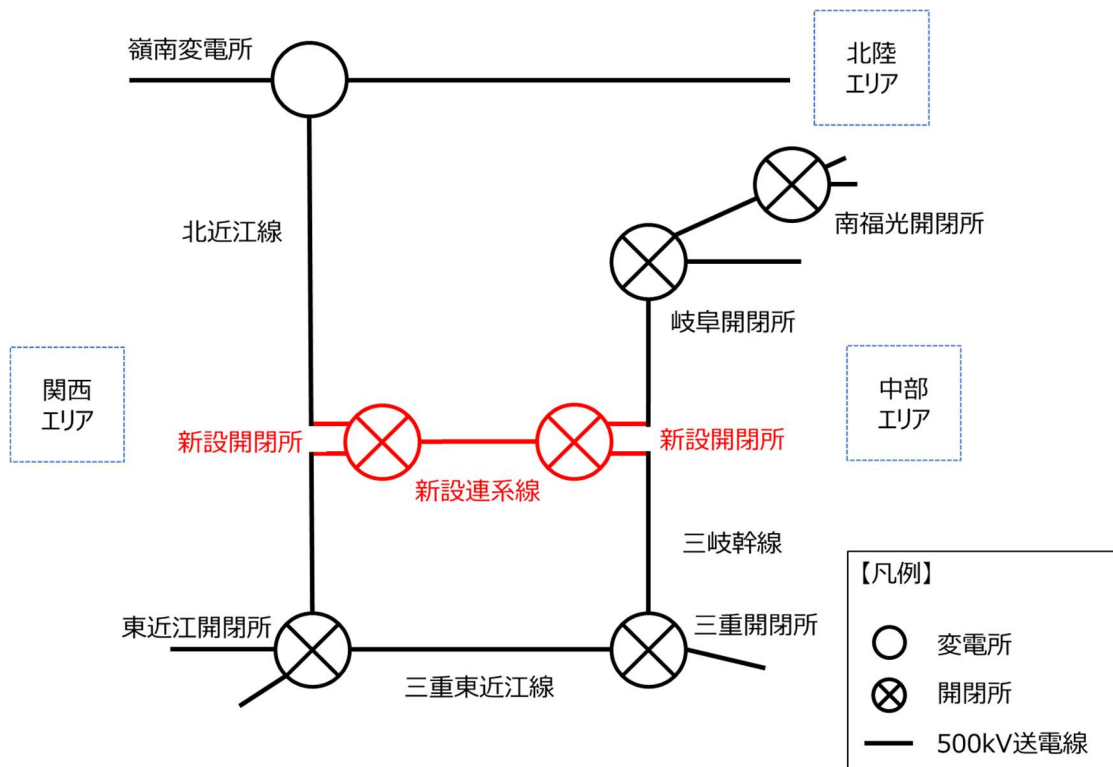
(1) 工事概要

中部関西間連系線の整備における最も合理的な計画として、現在の三重東近江線とは別に、新たな送電ルート of 連系線を新設する。

主要な対策工事概要を下表に示す。

項目	対策工事概要
開閉所	<ul style="list-style-type: none">➤ 500kV 開閉所新設<ul style="list-style-type: none">● 三岐幹線分岐箇所周辺 500kV 送電線引出口 6 回線● 北近江線分岐箇所周辺 500kV 送電線引出口 6 回線
送電線	<ul style="list-style-type: none">➤ 500kV 送電線新設<ul style="list-style-type: none">● 新設開閉所（三岐幹線分岐箇所周辺）近傍～新設開閉所（北近江線分岐箇所周辺）近傍 2 回線、2 km 程度
その他設備	<ul style="list-style-type: none">➤ 短地絡容量対策 他

(2) 概略ルート



(3) 概算工事費

450 億円程度

(4) 概略所要工期

6 年程度

6. 概算工事費から試算した特定負担額の見通し

該当なし

7. 今後のスケジュール

基本要件決定後の主なスケジュールは以下のとおり。

2024年2月下旬目途	実施案の決定
2024年4月	費用負担割合の決定
2024年6月	広域系統整備計画の策定

III. 広域系統整備の目的に照らした受益者の範囲

連系線増強に伴う 3E（温暖化対策、安定供給、経済効率）の便益のうち、広域メリットオーダーによりもたらされる便益分は受益者負担の観点から原則全国負担（沖縄を除く）とし、特に再エネ効果由来の効果分（卸価格低下及び CO2 削減）については、FIT 賦課金が沖縄を含む全国で電気の使用量に応じた負担となっていることにも鑑み、FIT 賦課金方式を選択肢の一つとして検討する。

これらを踏まえると「受益者の範囲」は、全国の需要家（沖縄は再エネ由来の効果に限る）となる。

以 上